

令和7年4月1日から
受付開始

「地域計画」変更の流れ



「地域計画」の策定について

令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により、地域における農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域等を定めた「地域計画」が策定されます。
(飯塚市：令和7年3月28日策定予定)

「地域計画」策定後の変更手続きについて

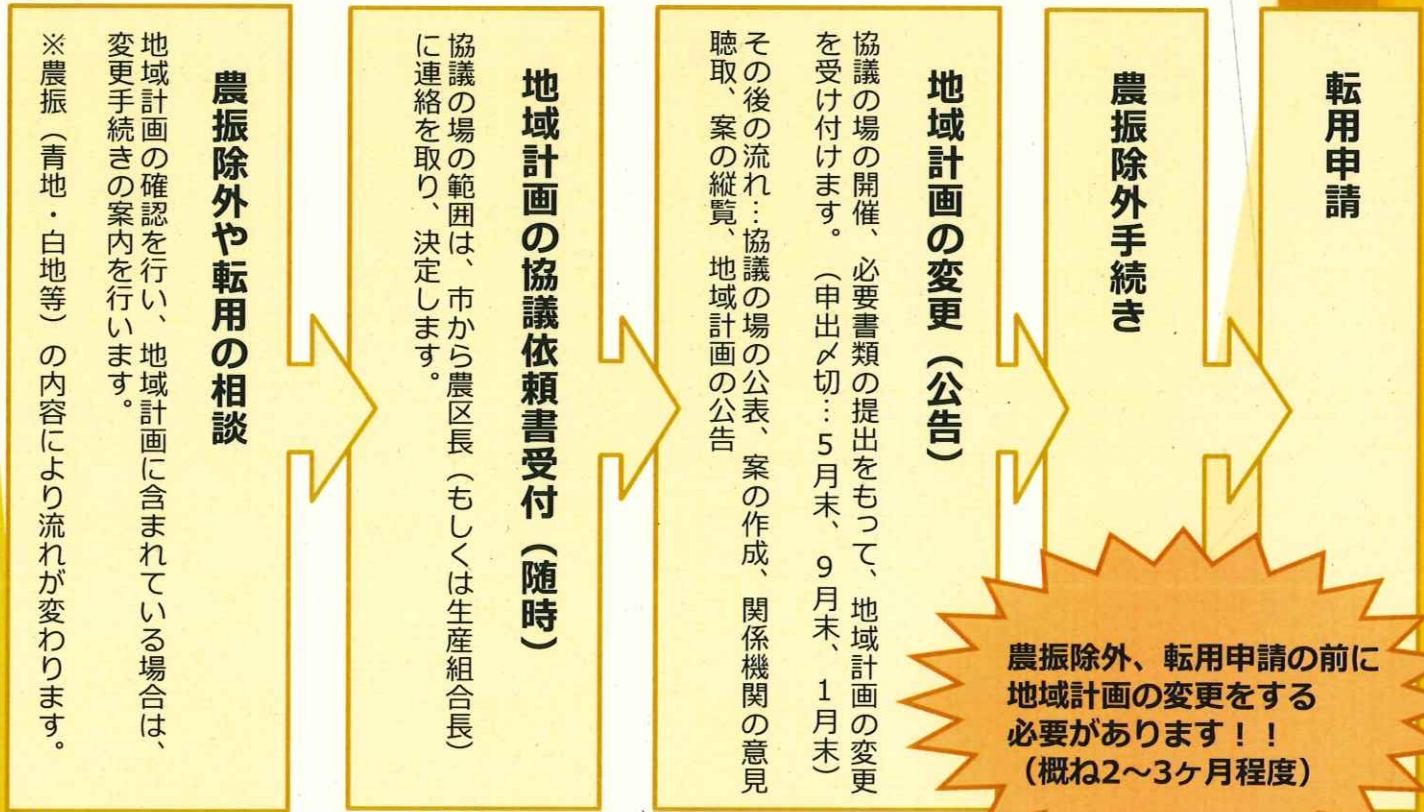
地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。

- 農業上の利用は**事後**に変更（原則計画変更の手続き不要）
・・・利用権設定に伴う担う者の変更、軽微な変更など
- 農業外の利用は**事前**に変更（**計画変更の手続きが必要**）
・・・農地の転用など



※事前に計画の変更が必要な場合は手続きに時間を要しますので、早めのご相談をお願いします。

※補助金の関係などで先に計画変更が必要な場合は、**事前**変更となります。



【問い合わせ】

飯塚市役所 農林振興課 農政係

TEL：0948-96-8455

FAX：0948-22-6062